

## 水戸家庭裁判所委員会（第34回）議事概要

- 1 開催日時 令和元年11月14日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室
- 3 出席者（委員）

荒井徹伊，上畠佳子，大瀧真砂子，大竹良彦，大谷恭久，小川敏正，長田佳世，小林正典，五來雄二，東海林保，長岡憲一，丸山広人，本吉弘行，森田冴子（五十音順 敬称略）  
（事務局等）

首席家庭裁判所調査官 千村隆，首席書記官 井手本明，事務局長 川上康，次席家庭裁判所調査官 重松貴子，同 宮崎智，次席書記官 安藤慎一，事務局次長 植木佳恵，訟廷管理官 平早稔正，主任書記官 沼尻秀文，主任家庭裁判所調査官 岡田まみ子

### 4 議事（本日のテーマ「児童虐待問題と家庭裁判所の役割」）

- (1) 委員交代の報告（大瀧委員，大谷委員，長田委員，小林委員，丸山委員）

- (2) 前回の振り返り

- (3) 裁判所からの説明

家庭裁判所における児童虐待関係事件の動向及び手続の流れ，調査の実情や審判の実情について説明が行われた。

- (4) 質疑応答・意見交換

別紙のとおり

(別紙)

《テーマに関する質疑応答・意見交換の概要》

(ウェブサイト掲載時：■委員長，○委員，●委員(裁判所所属)，▲裁判所側の説明者)

■ それでは質疑応答と意見交換に入りたいと思います。裁判所で主に関わっていますのは、親権喪失，親権停止，児童福祉法28条審判，同33条審判などがあります。調査官からも説明があったとおり，16万件ともいわれる児童虐待事案のうち裁判所が関わっていますのはごく一部で，それ以前の段階で県，児童相談所，教育機関，医療機関，警察などが連携し，児童虐待防止や発生時の迅速対応が行われているものと思います。検察庁も親権喪失，停止の申立権があり，児童虐待事案とも深く関わりがあると思われますので取組等あればご紹介ください。

○ 管内では警察が児童虐待の疑いのある事件を認知した場合には，基本的には検事のところに連絡が入ります。警察が認知する方法としては親族等の関係者や病院からの通報などがあります。また，児童相談所がまず認知し，それを警察に連絡し，認知することもあります。児童虐待事案の連絡が検察に入ると，基本的には検察庁，警察，児童相談所の三者で，どのような事案なのか，どのような真相がありうるのか協議します。具体的には被害児童の事情聴取の方法をどうするのか，代表者として検察官が事情聴取するのか，警察と児童相談所で連携すれば足りるのか，その後の捜査方法について強制捜査で進めるのか任意捜査で進めるか等についても協議することになります。児童虐待事件で一番特殊なのは，やはり密室で行われる犯行であるというだけでなく，被害者が年少者であり，乳幼児の場合もあり，被害者から事情聴取するといっても自ずと限界があります。虐待事案が刑事事件になったときには，これから犯罪事実をどうやって立証し

ていくのか、被害者である児童が法廷で証言するのか、親が否認しているときに子が証言するのかという子の精神的負担が問題となります。捜査過程でも事情聴取しなければいけませんし、そのような精神的負担を考えると、供述証拠以外の客観的証拠として何が収集できるのかというのが一番重要です。先ほど臨検の話もありましたが、児童相談所を介して認知する場合などは、時間差があればあるほど客観的証拠であるメールやLINEなどが散逸してしまう恐れがありますので、なるべく早く客観的証拠を収集する必要があります。また、協議の際には被害児童の供述以外にその周りにいる関係者や大人の供述でどこまで立証が可能かということも考えています。親権との関係で、一時保護等をしていたとしても児童の親であることは変わりはなく、親のところへ戻ったり、親の元で育っていくという場合も考えられ、捜査機関としては事案の真相をできる限り解明し、その情報を共有し、その情報をもとに今後の関係等を構築できればと思っています。また、事件とは離れて関係機関の協議会に参加し、児童虐待に関する専門の部署を作り、当該部署に情報を集約した上で、協議会等でその情報を共有し、関係機関とも連携を図っています。

■ 大変詳細なご説明ありがとうございました。次に児童虐待防止について、弁護士会も関わりが深いと思いますがいかがでしょうか。

○ 弁護士会としての関わりといたしますと、弁護士会には子どもの権利委員会がありまして、当該委員の中から児童相談所の非常勤職員を推薦しています。中央児童相談所と土浦児童相談所には各3名、筑西児童相談所には4名の弁護士が非常勤職員となっています。中央児童相談所では毎週援助方針会議が開催され、委員が参加し意見交換や個別の相談を受けています。相談の内容は多岐にわたりますが、親権に関する相談も多いとのこと。児童福祉法28条審判や同33条審判事件に関しては、弁護士に相談するケースが多いと思います。

○ 弁護士としての関わりは多岐にわたり、加害者側の刑事事件の弁護人として関わることもあります。虐待をしてしまった親から話をきくと、子どもをかわいく思えなかったとか、望んだ子どもではなかったとか、周りに相談先や支援先がないという周囲との接触が少ない人が多いように思います。児童相談所の介入強化も必要ですが、虐待予防のための保護者のケアや保護者が気軽に利用できる施設を増やすことも必要だと感じています。また、施設入所等につき異論、不満を持っている親から相談を受けることもあります。一時保護などはその家族の再統合を目指すことが多く、保護者が納得して手続を進めることが非常に重要です。よって、できる限り全件に家裁調査官に関与していただいて、保護者の方に手続について納得し、意見を述べる機会等を与えていただくと、その後の家族の再統合にもつながると思います。

■ ありがとうございます。児童虐待事件における法曹関係者の関わりをご説明いただきましたが、県教育庁の立場から児童虐待に関して県の取組等がございましたらご紹介ください。

○ 小中学校では子どもたちと身近に接している教職員が子どもの様子に変わったことがないか、日頃から子どもたちの観察に努めています。児童虐待防止法の中でも、早期発見の努力義務が課されており、異変に気付いた教職員は学年主任や管理職に報告し、組織で情報を共有し、いじめの対応と同様一人で抱え込まないようにしています。異変に気付いた場合、まず子どもから話をよく聞き、状況を把握し、虐待が疑われる場合には速やかに市町村の福祉部局や児童相談所に通告しているところです。保護者との関係悪化をおそれて躊躇することのないよう県でも指導しているところです。また、生徒指導担当者を集めた虐待対応の研修会では、県の福祉部局の担当者を講師に招いて意識啓発に努めています。また、「子どもホットライン」という24時間対応の子ども専用の相談窓口を設けるなど、

相談体制の整備にも努めています。これまでお話ししました早期発見，早期対応も重要ですが，未然防止，予防が一番大事だと思います。保護者や子どもに対して児童虐待の未然防止に向けた教育・啓発が重要だと思いますが，どのように行うかが課題でもあります。

■ ありがとうございます。子どもとの関係で医療機関なども関わりがあるかと思いますがいかがでしょうか。

○ 先ほど加害者側で子どもがかわいく思えなかったというお話がありましたが，産婦人科でも問題となっており，望まない妊娠や社会的背景から問題を抱えている方が多くなっています。助産師会には「妊娠SOS」というホットラインがあり，産婦人科医会や県でも各医療機関と連携し，妊娠につき相談できる体制整備に取り組んでいます。また，メンタルヘルス，うつ病等で養育関係が困難になっている保護者に対して，産後うつの早期発見や支援に関して，産婦人科医会だけでなく，助産師，精神科医とも連携し対応しています。社会的基盤が不安定であったり，未成年の妊婦などを「特定妊婦」と分類して，虐待リスクの高い人や支援を必要とする人を早期に認識することが重要となっています。妊娠すると自治体から母子手帳を交付されるわけですが，その際に各保健センターで，保護者の社会的背景や育児状況をきちんと聞きだし，支援が必要か見極め，その後も定期的に産科施設とも情報共有し，支援を行うことで虐待に至らないよう未然に防いでいこうという取組がなされています。

■ ありがとうございます。それでは児童虐待の関係で，児童福祉協議会からご紹介いただけることがございましたらお願いします。

○ 児童福祉施設とは，親子が分離した後に入る施設です。親権の喪失はその効果が大きく，非常に難しく簡単にはいかないものと承知しており，そのハードルを下げた親権の停止が設けられたと思われそうですが，取下げが意外に多く，実際にはそれほど活用されていないというのが正直な感想です。

児童福祉法 28 条審判の活用が相当と思われる事案でも、最初は不満を述べていた保護者も家庭裁判所の審判を申し立てるということになる、親子分離を認めるというケースも多いのですが、そこに至るまで非常に時間がかかってしまいます。全国的には、保護者をうまく説得できないとか、保護者に会いに行っても会えないとか時間がかかってしまった結果、命にかかわる虐待事案に発展してしまうケースも起こっています。子どもの立場になって考えますと、もっと親権停止の制度が積極的に利用できるよう手続上のハードルを下げたり、保護者に対して説明しやすくするとかしないと、現状を変えていくのは困難だと感じています。

■ 大変貴重なご説明ありがとうございました。これまで各関係機関から様々なご説明をいただきましたが、裁判所での取組や各委員からお話があったことに関して、ご質問等ございましたら自由にご発言いただけたらと思います。

○ 臨検捜索許可状につき過去の発付状況についてお伺いしたい。この手続を積極的に利用すれば実効性があるのではないかと考えておきまして、その発付状況についてお聞かせ願いたい。

■ 臨検捜索許可状については、従前児童相談所からの請求件数が多くはなかったように思われます。それはその手続がまず出頭要求をし、立会調査をし、それを正当な理由なく拒んだ場合と要件が厳しく、臨検捜索許可状は強制的に立ち入って子どもを捜索したり保護したりする手続でして、警察が行う捜索許可状と同様非常に強力なものですので行政機関がためらうのも無理がないことだと思われます。しかし、内閣の決定を受けて法改正もされ、児童相談所の体制強化もされている中、先日行われた裁判所と児童相談所との協議会でも、児童相談所は事件の多発を受け、臨検捜索の利用も非常に切迫感を持って検討していることがうかがわれ、現在はまだ数は少ないですが、今後は虐待事案に対する強力な手段として利用されて

いくのではないかと考えています。臨検捜索許可状は令状ですので、裁判所は24時間体制で受付しており、夜間でも令状当番体制をとっています。児童虐待事件が多発し、命にかかわる痛ましい事件も多く、そのような事件は、緊急性も高いので裁判所としても必要なときにいつでも発付できるような体制を整えています。

○ 茨城県は児童相談所の対応件数が6年連続で増加しており、その背景にはとりわけ警察が国の方針を受け積極化していることが考えられます。昨年4月から児童相談所と警察が協議会を開催し、児童相談所が取り扱った案件は、全件警察に報告するという取組を全国に先駆けて行っていることが件数増加の要因と思われます。家庭裁判所も児童相談所と協議会を行っているということで、どのような頻度、どういった形で行われているのか児童相談所との連携等についてお聞かせいただきたい。

▲ 県内には児童相談所が3か所ありまして、それぞれ対応する家庭裁判所の支部においても協議会が行われており、中央児童相談所と本庁、土浦児童相談所と土浦支部、筑西児童相談所と下妻支部との間でそれぞれ年に1回位のペースで協議会を行っています。

■ また、申立てを予定しているということで児童相談所から話を聞くこともあります。ただし、手続的には裁判所は申立てがないと動けないこともあり、内容や申立時期等について十分協議していただいた上で裁判所へご連絡いただくという体制になっています。

○ 親権喪失や児童福祉法28条関係の件数をご説明いただいたのですが、不服申立件数を教えていただきたい。

● ここ3年において私は水戸で児童虐待事件を何件か担当していますが、抗告に至ったものはありません。代理人が関与していないケースも多いことから抗告に至る事案が少ないのが現状です。

■ 私も水戸で児童虐待事件を何件か担当していますが、抗告に至った案件

はありません。33条審判は、その後28条審判が控えていることもあり  
ますし、親権喪失・停止は元々件数が少ないということもあります。ただ  
し、事案によっては虐待の有無に争いがある場合があり、裁判所としても  
虐待の有無について相当の調査を行う必要があります、刑事事件のように争う  
こととなると抗告に至るケースが多くなると思います。

○ 審理期間に関して、特に親権喪失事件の場合、6か月超の割合が高く、  
もちろん当事者の人生を左右する判断ですので、時間だけがすべてではな  
いと思うのですが、時間がかかるということは一時保護していない状態、  
虐待等が続いている可能性があり、なぜここまで期間がかかるのかご参考  
までにお聞かせ願いたい。

● おっしゃられたとおり親権喪失事件は当事者の人生を左右することもあり、  
慎重に判断しており、証拠が足りないケースでは、裁判所としても認容  
するのを躊躇してしまうという事情があると思われます。申立人が児童相談  
所のケースなどでは事前に証拠をきっちり収集してくる場合が多く、審理期  
間が短くなっているかと思えます。しかし、親権喪失・停止事件でも様々な  
事案があり、中には審理期間が長期化しているものもあると思われます。

■ 私が担当した事件も数か月かかったものがあつたと記憶しています。もち  
ろん事案によりけりですが、急を要するような場合で、客観的事実から虐待  
が明らかで児童が要保護状態である場合には、審問期日を早めに入れて、速  
やかに審判しているのが一般的かと思われます。私が担当した事案では、す  
でに児童は保護されていて虐待が及ぶ危険性はなく、虐待の有無につき否認  
していたので、その点について慎重に審問、調査した結果、期間がかかった  
という事情があります。児童がすでに保護されている事案なのか、そうでな  
い事案なのかによってスピード感はかなり異なると思われます。

本日は児童虐待の防止をテーマに、世間的な耳目を集め喫緊に対処しなく  
てはならない事件についてご説明させていただきました。また、委員の方々

からも貴重なご意見をいただきましたので、これを踏まえまして裁判所も児童虐待関係の事案について、審理の進め方などにつき一層追究していきたいと思っています。本日はどうもありがとうございました。

以 上